

補強計画

対象となる住宅

過去に本制度を利用して耐震補強計画を行った住宅でないこと。
一般診断法の場合、次の①から③の全てに該当すること。

- ① 鈴鹿市が行っている「**木造住宅の無料耐震診断**」等において、総合評点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）と診断・判定された住宅
- ② 所定の耐震診断マニュアルに基づき、耐震補強計画者（建築士事務所に所属する建築士で、三重県木造住宅耐震診断講習などの受講修了者）が、総合評点0.7未満を1.0以上に向上させた耐震補強計画を作成し、第三者（複数の耐震補強計画者）の判定を受けた住宅
- ③ 4月1日以降に鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付の申込みを行い、翌年2月15日までに事業完了報告ができる住宅（同一年度内であること）

精密診断法の場合、上記①及び③と、次の④に該当すること。

- ④ 所定の耐震診断マニュアルに基づき、耐震補強計画者（建築士事務所に所属する建築士で、三重県木造住宅耐震診断講習などの受講修了者）が、総合評点0.7未満を1.0以上に向上させた耐震補強計画を作成し、学識経験者を含む判定会の判定を受けた住宅

対象確認チェックリスト

- ※ 以下の項目すべてに該当するものが対象となります。
- 過去に本制度を利用して耐震補強計画を行った住宅ではありません
- 一棟（構造上同一棟）全ての補強計画を行います
- 「木造住宅の無料耐震診断」等において、総合評点が0.7未満です
- 「対象となる住宅」の一般診断法の場合又は精密診断法の場合に該当します
- 業務委託契約及び業務着手はしていません

補強計画

「申込み」から「補助金交付の確定」までの手順

申込み 【補強計画は1棟につき1回限りです】

住宅の所有者等が「**鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付申請書**」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課までお申込みください。

- ・ 耐震診断結果報告書及び耐震診断判定書（木造住宅耐震判定書）の写し
- ・ 耐震補強計画に要する経費の見積書等の写しその他必要書類

なお、補強計画の申込み受付件数には限りがあります。

申込みは、4月1日以降に建築指導課に到達した順番で順次受付いたします。

補助金交付の決定

交付決定後、建築指導課から「鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付決定通知書」を送付いたします。

【交付の決定までに 1、2 週間要します】

また、条件を満たしていないなどの場合は、不交付決定通知書を送付します。

補強計画の契約及び着手時期

業務委託契約及び業務着手は、上記「交付決定通知書」右上記載の通知日以降としてください。事前契約、事前着手した場合は、補助金の交付を受けることができません。

見積書等に記載の金額と異なる場合は、予め建築指導課にお問い合わせください。

補強計画が完了したら

補強計画完了後、「鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業完了報告書」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課まで報告してください。

- ・ 耐震補強計画結果報告書の写し
- ・ 耐震診断結果報告書及び耐震補強計画判定書の写し
- ・ 当該業務委託契約書の写し
- ・ 当該業務委託料の請求書又は領収書の写しその他必要書類

補助金交付の確定

交付額確定後、建築指導課から「鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付確定通知書」を送付します。

「確定通知書」記載の補助金は、「**鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付請求書**」により請求してください。

【補助金の振込には、1 か月程度要します】

参考 補強計画補助金の額

| 診断方法 | 補強計画に要する経費（円） | | |
|-------|---------------|-------------|---------------|
| | | うち、補助金の額（円） | うち、自己負担額（円） |
| 一般診断法 | ～ 180,000 | 左欄同額（※1） | 千円未満 |
| | 180,001 ～ | 180,000 | 180,000 を除いた額 |
| 精密診断法 | ～ 340,000 | 左欄同額（※1） | 千円未満 |
| | 340,001 ～ | 340,000 | 340,000 を除いた額 |

※1 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。